

# 栃木県発注の森林整備業務委託に係る選定基準及びその運用について

県が発注する森林整備業務（以下「整備業務」という。）について、栃木県森林整備業務執行要領（以下「要領」という。）第4条第2項で規定する選定基準及びその運用について次のとおり定める。

## 1 選定基準

### (1) 基本方針

整備業務の業者の指名選定に当たっては、県内業者の健全な育成並びに適正な施工能力を重視するとともに、公正な競争入札の確保に努めるものとする。

### (2) 取扱方針

#### ア 選定区域

県内全域とする。

#### イ 指名業者数

栃木県建設工事関連業務委託事務処理要領第12条の規定によるものとする。

#### ウ 指名選定の方針

整備業務の適正な施工を確保するため、指名選定に当たっては栃木県発注の建設工事関連業務委託契約に係る指名基準及び運用基準のほか、次の各号について総合的に勘案するものとする。

- (ア) 整備業務の施工監理に必要と認められる資格等を有する者の雇用状況
- (イ) 整備業務の作業時に必要な安全衛生教育を修了した者の雇用状況
- (ウ) 林業・木材製造労働災害防止協会栃木県支部への加入状況
- (エ) 整備業務と同種又は類似業務についての実績

## 2 指名選定において勘案する事項の確認

### (1) 確認書の提出

上記1(2)ウ各号に掲げる指名選定において勘案する事項（以下「勘案事項」という。）について県が確認するため、入札参加資格を認められた者（以下「有資格業者」という。）は、次に掲げる各号様式（以下「確認書等」という。）を提出するものとする。

- ① 栃木県森林整備業務業者選定基準に関する確認書（別記様式第1号）

- ② 技術職員名簿（別記様式第2号）
- ③ 安全衛生教育修了者名簿（別記様式第3号）
- ④ 林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部加入証明書の写し（加入者のみ）
- ⑤ 労災保険の領収済通知書の写し
- ⑥ 栃木県一般競争（指名競争）入札参加資格における「草刈業務」の認定通知書
- ⑦ 委任状等（行政書士等代理人による申請の場合）

(2) 勘案事項の変更

上記(1)の①の代表者、商号、名称、住所に変更が生じたとき、又は、②から④に記載した事項に変更が生じた時は別記様式第4号を、また、廃業その他の理由で提出した確認書を取下げの場合には別記様式第5号を、有資格者は速やかに提出するものとする。

(3) 提出先

前2項に掲げる書類の提出先は、森林整備課技術調整担当とし、随時受け付けるものとする。

(4) 確認結果

森林整備課技術調整担当では、提出された確認書等に基づき勘案事項を確認し、その結果を環境森林部内の各発注課所に周知する。

また、県ホームページにより栃木県森林整備業務業者選定基準に関する確認結果一覧（別記様式第6号）として公表するものとする。

3 その他

この基準及び運用については、平成20年4月1日から適用する。ただし、1については、平成20年7月1日から適用するものとし、それまでの間は、従前の規定を適用する。

附 則

平成22年11月24日改定し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

1. この基準は、平成26年8月1日から適用する。

附 則

平成28年11月24日から適用する。

附 則

令和2(2020)年12月23日改定し、令和3(2021)年4月1日から適用する。

附 則

令和6(2024)年3月28日改定し、令和6(2024)年4月1日から適用する。

附 則

令和6(2024)年11月6日改定し、令和6(2024)年11月15日から適用する。